

# ひたまい

第29号

平成25年1月発行

新春号

～いしかり農業委員会だより～



永澤農園の長いも収穫作業（厚田区聚富）

新年あけましておめでとうございませう。お家の皆さまにおかれましては、ご家族揃いで新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。昨年、春から夏にかけて雨不足はあったものの、天候にも恵まれ、水稲・畑作物の作況は昨年より良好でありました。しかし、一部の畑作物価格は下落傾向にあり、今後の農作物の価格推移に不安を抱くものがあります。農家として喜ばしいことでもあります。さて、農業を取り巻く情勢も先が見えない状況にあります。TPPに際しましては、我が国の「食」を支える重要な食料供給地域である北海道の暮らしや経済に多大な影響を及ぼすことが強く懸念されることから、農業委員会として反対の立場をとりました。この間でも政府に対しては反対の立場をとり、反対の要請を行って参りました。今後、国の動向を注視しつつ、必要があれば北海道農業会議並びに全国農業会議所を通じ要請して参ります。

また、これまでの戸別所得補償制度、農業・農村の六次産業化、担い手・経営対策の強化、食の安全・安心などは、今後の展開が期待される所ですが、これらに係る農業予算などは不透明であり、個々の農業経営にどう影響していくか未だ見えなところがあるもの、農業の明るい未来を拓き、農業者が希望を持てるような政策になることを願っています。

今年も私たち農業委員一同、本市農業が抱える様々な問題に精一杯取り組んで参りますので、今後ともご協力下さいますようお願いいたします。

皆さまにとりまして、素晴らしい新年になりますよう心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

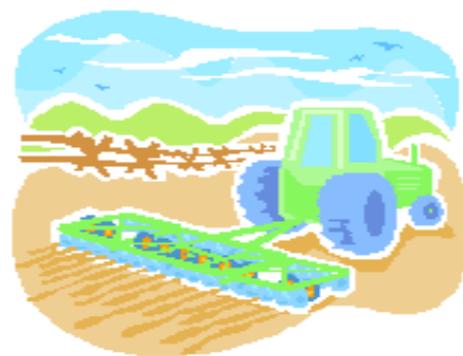


石狩市農業委員会  
会長 須藤義春

新年のごあいさつ

# 平成24年度「地域農業現況調査」実施

- ◆調査日時 平成24年9月7日（金）13:00～
- ◆調査地区 生振・八幡1丁目・北生振・美登位・高岡  
厚田区望来・浜益区柏木・浜益区幌
- ◆参加者 農業委員(14名) 石狩農業改良普及センター石狩北部支所(2名)  
石狩市農林水産課(1名) 石狩農業総合支援センター(1名)  
石狩市浜益支所地域振興課(2名) 石狩市農業協同組合(1名)  
北石狩農業協同組合(2名) 農業委員会事務局(3名)



※各調査ほ場の生育期節、作況ほ場における水稻の生育状況、ミニトマト等の生育状況の調査を行いました。



生振 ななつぼし定期作況ほ場



北生振 おぼろづき直播試験ほ場



美登位 新品種「空育172」試験ほ場



高岡 ミニトマトハウス施設

石狩市における現況調査の結果として、今年は融雪遅れに伴う春耕期作業の遅延が影響したものの、6月から8月にかけての好天により水稻の生育は順調で、平年より1日程早い状況にあり、このまま経過すれば平年作以上と予想されます。ミニトマトは、ハウスの修復等で一部定植の遅れはありましたが、生育は順調に進んでいます。秋播小麦は、冬損と少雨の影響により収量が減少しました。野菜等については、特に価格が8月下旬以降低く推移している状況です。

石狩農業改良普及センター石狩北部支所  
山越 進 専門普及指導員の講評から



浜益区幌 果樹園

# ストップ! 遊休農地『農地パトロール』を実施しました

石狩市農業委員会では、優良農地の確保・保全と農地の遊休化防止、また、違反転用等の発生を未然に防止するため、各地区毎に農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

平成24年10月15日 厚田区  
平成24年10月16日 石狩(八幡・北生振・美登位・高岡)  
平成24年10月17日 石狩(樽川・花畔・花川東・生振)  
平成24年10月26日 浜益区

遊休農地が増えると、大切な農地や環境にも様々な悪影響が及んでしまいます。農業者の皆さんには、農地を効率的に耕作するなど、適正に利用していただくようお願いいたします。



【農地パトロールの様子(H24.10.17樽川地区)】

## ◆農地としての再生

農地は、一度荒らしてしまうと、もとの状態に戻すには大変な手間と労力がかかります。農地を荒らさないためにも、次のような対応が必要です。

### ●今は自分で耕作できない・・・

草刈りをしたり、景観作物を植えるなど、すぐに耕作できるようにしておきましょう。

### ●将来とも自分で耕作できない・・・

担い手がないため耕作できない場合など、近くの農業者に貸して耕作してもらうなどの方法もあります。お近くの農業委員や農業委員会事務局に相談してください。

### ●再生のため資金が必要・・・

農地として再生するためには手間と費用がかかります。遊休農地と認められた農地を再生する場合、補助金を受けられる場合がありますが、そのためには必要となる要件がありますので、市役所農林水産課に相談してください。

## ◆農地として使えない状態の時

どうしても農地に戻せないような土地は、植林をするなどの方法もあります。この場合、農地転用の手続きが必要となりますので、農業委員会事務局に相談してください。

# 平成24年度『石狩地方農業委員会連合会道内研修』に参加しました

【研修日時】平成24年11月13(火)～11月14日(水)  
【参加者】須藤義春 会長 吉田宏和 事務局長  
【研修先】①伊達市 北海道糖業株式会社道南製糖所  
道の駅だて歴史の杜  
②壮瞥町 道の駅(直売所)  
③洞爺湖町 有限会社ピュアフードとうや

## ◆北海道糖業株式会社道南製糖所◆

支笏洞爺国立公園を背に、風光明媚な噴火湾を望み、わが国でん菜発祥の地でもある伊達市に、昭和34年3月に建設された。広範囲な原料集荷地域を背景に、徹底したコスト削減、最新計装設備による集中制御のもと、主力製品である「ビートグラニュー糖」を中心に、これをさらに再溶解精製した最高品質の「精製グラニュー糖」「精製上白糖」を生産している。



※1日の処理能力 約3,000トン

【北海道糖業株式会社道南製糖所】



【道の駅 だて歴史の杜】

## ◆道の駅 だて歴史の杜◆

平成24年4月にリニューアルした道の駅だて歴史の杜。管内は広く、伊達市でとれた新鮮な野菜や水産物、加工食品などの特産物が豊富に並んでいる。

道の駅敷地内には藍染め体験ができる藍工房をはじめ、刀鍛冶工房を配置した黎明観などがあり、伊達の個性ある歴史文化をアピールする情報発信基地です。

# 石狩市農地賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

平成24年12月25日

石狩市農業委員会

## 1 田の部(転作田含む)

締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
<b>旧石狩市</b>	<b>9,500円</b>	<b>14,600円</b>	<b>3,900円</b>	<b>96</b>	
(内訳) ・石狩川左岸地区	9,700円	14,600円	3,900円	55	
・石狩川右岸地区	9,300円	14,000円	6,900円	41	
(用途内訳) ・田	9,400円	10,000円	8,800円	15	
・転作畑	9,500円	14,600円	3,900円	81	
<b>厚田区</b>	<b>9,700円</b>	<b>14,000円</b>	<b>3,000円</b>	<b>136</b>	
(内訳) ・聚富地区	9,000円	14,000円	3,000円	45	
・望来地区	9,900円	13,500円	7,200円	73	
・厚田、別狩地区	11,100円	13,500円	7,000円	18	
(用途内訳) ・田	10,100円	13,500円	7,000円	66	
・転作畑	9,400円	14,000円	3,000円	70	
<b>浜益区</b>	<b>13,100円</b>	<b>15,000円</b>	<b>7,000円</b>	<b>81</b>	
(参考) 石狩市平均	10,600円			313	

## 2 畑の部

締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
<b>旧石狩市</b>	<b>7,000円</b>	<b>10,100円</b>	<b>3,000円</b>	<b>25</b>	
<b>厚田区</b>	<b>3,900円</b>	<b>6,000円</b>	<b>2,000円</b>	<b>27</b>	
<b>浜益区</b>	—	—	—	—	データなし
(参考) 石狩市平均	5,400円			52	

- \*1 平成24年1月～12月の3条許可及び利用集積計画の賃貸借(使用貸借は除く)を対象
- \*2 データ数は、集計に用いた筆数
- \*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている

### <参考>旧 標準小作料(平成20年3月決定、平成21年12月廃止)

	田(10a/円)		
	上	中	下
石狩市	14,000円	11,000円	8,000円

	畑(10a/円)		
	上	中	下
旧石狩市	9,000円	6,000円	3,000円
厚田区	7,000円	5,000円	3,500円
浜益区	4,000円	3,000円	2,000円

# 農業委員会総会で決まったことをお知らせします

## 第16回総会 平成24年9月27日

農地法第18条第6項の規定による通知について	1件	農用地利用集積計画案の決定について(利用権設定)	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)	2件	現況証明願いについて	2件

## 第17回総会 平成24年10月25日

農地法第18条第6項の規定による通知について	3件	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
農地等の現況に関する照会について(会長専決)	1件	(使用貸借による権利)	
石狩市農地利用集積円滑化事業に係る面的集積調整議の農業委員の選定について(会長専決)	1件	農用地利用集積計画案の決定について(所有権移転)	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)	2件	農用地利用集積計画案の決定について(利用権設定)	5件

## 第18回総会 平成24年11月22日

農地法第18条第6項の規定による通知について	4件	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
農地等の現況に関する照会について(会長専決)	1件	(賃借権)	
石狩市農業振興地域整備計画の変更について(会長専決)	1件	農用地利用集積計画案の決定について(所有権移転)	8件
農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)	1件	農用地利用集積計画案の決定について(利用権設定)	30件
		現況証明願いについて	2件

## 第19回総会 平成24年12月21日

農地法第18条第6項の規定による通知について	2件	買受適格証明願いについて	1件
農用地利用集積計画案の決定について(所有権移転)	3件	現況証明願いについて	2件
農用地利用集積計画案の決定について(利用権設定)	25件		

# 農業委員会総会の開催日をお知らせします

	総会開催日	各種申請書提出期限
第20回総会	平成25年 1月25日(金)	平成25年 1月10日(木)
第21回総会	平成25年 2月28日(木)	平成25年 2月12日(火)
第22回総会	平成25年 3月28日(木)	平成25年 3月11日(月)

※4条、5条転用申請については、申請日から許可になるまでおおむね3ヶ月を要します。  
 ※現況証明願いについては、判定結果がでるまでおおむね2ヶ月を要します。  
 ※3条申請の許可及び利用集積の公告については、申請日からおおむね1ヶ月を要します。

# 法改正に伴う違反転用罰則強化について

農地転用許可制度を正しく理解し法令遵守に努めましょう！

平成21年12月からの新しい農地制度では、許可の対象が広がりましたが、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました。

農業者をはじめ、開発や工事などに携わる人も農地転用制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。

罰則	旧	新
違反転用	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における現状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

# おめでとうございます 石狩市功勞表彰「自治功勞章」



お二人は、農業委員として、農地制度の適正な運営に努めるとともに、農業経営の合理化や農業の担い手の育成等、地域農業の発展に尽力されました。

この功勞を称え、平成24年11月8日、石狩市から自治功勞章を授与されました。

**山本市太郎 さん**

昭和S50年7月～昭和56年4月  
昭和S59年7月～昭和63年5月  
平成2年7月～平成17年9月  
(浜益村農業委員会委員)  
平成17年10月～平成20年7月  
(石狩市農業委員会委員)

**岩山兼吉 さん**

昭和56年5月～平成17年7月  
(浜益村農業委員会委員)

※表彰式には、岩山兼吉さんに代わり、二女の角谷みどりさんが出席されました。



## 選挙人名簿の申請をお忘れなく！

### 農業委員の選挙人名簿に登録できる要件は…

- ①石狩市に住んでいる満20歳以上の人  
(平成5年4月1日までに生まれた人)
- ②平成25年1月1日現在で、30アール以上の農地につき農業を営んでいる人。
- ③上記の人の同居の親族又はその配偶者で年間60日以上従事した人。  
(農業生産法人の場合は、組合員または社員)

※要件を満たす農業者と同居していても、20歳未満であったり、耕作の従事日数が60日未満の家族の登録はできません。

- 市内の農業者で次の要件を満たす方は、平成25年1月10日(木)までに、申請書を農業委員会事務局へ提出して下さい。(申請書は、12月に農事組合長等を通じて各戸に配布しています。)



**※直接郵送する場合は1月10日(木)必着です！**

【あて先】

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30-2

石狩市農業委員会事務局(電話72-3147)

## …編集後記…

昨年10月、遊休農地・違反転用等の発生を未然に防ぐため、農地パトロールを実施しました。

国の統計によると、近年の農業労働力の減少と高齢化の進展等により、農業の担い手が確保できない地域が広範に存在し、遊休農地の増加に歯止めがかからない状況にあると報告されています。

石狩市においても、遊休農地は平成23年現在で、92.6ヘクタール有しており、現在ある遊休農地の解消はもちろんですが、今ある農地を遊休化させないことも重要です。

今後も、毎年行う農地パトロールなどにより、農地の実態把握に努めるとともに、経営規模を拡大する意思のある農家に対して、農地利用の斡旋など利用集積が進む環境づくりを進めたいと思います。

また、昨年11月には、北生振・高富・浜益土地改良区の合併予備調印式が行われました。農業の有する多面的機能の発揮が求められている中、今後、更に土地改良事業が進み、農業基盤の整備が加速することを期待します。

編集委員 木村武彦



全国農業新聞HPから

全国農業新聞は、農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が発行する週刊農業総合専門誌です。

- ◆毎週金曜日に発行
- ◆購読料は月額600円  
(年間7,200円)

※購読の申込み手続きなど、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。  
(電話 72-3147)

## ひだまり編集委員紹介

- ◆木村武彦 委員
- ◆石倉 要 委員
- ◆赤山義孝 委員 の3名です。

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

編集・発行 石狩市農業委員会事務局  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2 市役所3F  
TEL 0133-72-3147 FAX 0133-72-3540